

三島市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、乗車用ヘルメットを購入する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗車用ヘルメット　自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、次に掲げるいずれかのマークの表示がされたものをいう。
 - ア　一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ　公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ　欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ　ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ　米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ　その他アからオまでに掲げるマークに類するものとして市長が認めるもの
- (2) 保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、令和5年3月1日以後に自ら又は監護する未成年者（市内に住所を有する者に限る。以下この項において同じ。）が着用するための新品の乗車用ヘルメットを市内に在する店舗から購入した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。ただし、監護する未成年者が着用するための乗車用ヘルメットの購入に係る補助金の交付を受けようとする保護者（以下「補助対象保護者」という。）にあっては、この限りでない。
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと（補助対象保護者にあっては、同一の監護する未成年者について交付を受けていないこと。）。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、乗車用ヘルメットの購

入費用（着用する者1人1個に限る。以下同じ。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、その額が2,000円を超えるときは、2,000円とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三島市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げるものを添えて、令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した乗車用ヘルメットの領収書等又はその写し
- (2) 第2条第1号アからカに掲げるマークの表示がされていることが確認できるもの
- (3) 乗車用ヘルメットを着用する者の住所が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者が未成年者である場合には、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者の同意を得なければならない。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、三島市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは、三島市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和5年3月1日以後に購入した乗車用ヘルメットについて適用する。